

# 「生徒心得」

## 1. 服装及び身だしなみの規定

学校は、安心・安全に過ごし学ぶための場所です。服装や身だしなみを整え、落ち着いた環境を維持するために規定を設けている。服装はその人の品性を表すものである。常に清潔で端正な服装と身だしなみを心掛ける。過度に流行を追い、制服を改造や変形してはならない。登校及びそれに準ずる教育活動の際には、制服を着用する。入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式などの儀式や対外的な行事の際には、正装とする。

[着用基準期間] 《冬服》 10月1日～5月31日 《夏服》 6月1日～9月30日

(着用および移行期間は、気候に応じて学校が適宜設定する)

## 2. 制服規定 <ブレザー・スラックス・スカートはすべて本校指定のもの>

### ① [正装]

《冬服》 上衣 ブレザー・ワイシャツ (白)  
下衣 スラックス (冬) スカート (冬)  
その他 ネクタイ (グレー) またはリボン (グレー)  
備考 ブレザーは原則として着用する  
気候によって、ブレザーの下にセーターなどの着用を認めることがある

《夏服》 上衣 ワイシャツ (白) (半袖・長袖)  
ベスト着用可能 (白/黒/グレー/濃紺)  
下衣 スラックス (夏) スカート (夏)  
備考 ベストは、無地もしくは無地でワンポイントのみ可能とする

### ② [通常]

《冬服》 上衣 ブレザー・ワイシャツ (白)  
ベスト・カーディガン・セーター (白・黒・グレー・濃紺)  
下衣 スラックス (冬) スカート (冬)  
その他 ネクタイ (グレー/紺)・リボン (グレー/ピンク)  
備考 通常とは、学校内での服装規定を指している  
ベスト・カーディガン・セーターは、無地もしくは無地でワンポイントのみ可能とする  
ネクタイ・リボンの着用は自由とする

《夏服》 上衣 ワイシャツ (白) (半袖/長袖) ポロシャツ (白/濃紺)  
ベスト着用可能 (白/黒/グレー/濃紺)  
下衣 スラックス (夏) スカート (夏) ハーフパンツ  
備考 ベストは、無地もしくは無地でワンポイントのみ可能とする  
ポロシャツは、本校指定のもの (校章入り)、または市販のものを着用することができる。また、学校が認める部活動の遠征着としてのポロシャツの着用も可能とする。ただし、市販のものを着用する場合は、無地またはワンポイントのものに限る。色は、白か濃紺とする。  
ハーフパンツは、本校指定のもの (校章入り) とする。ただし、学校が認める部活動の遠征着の着用も可とする。色は、ベージュか黒とする。市販のも

のを着用することはできない。

- ③ 制服の加工は認めない。
- ④ レインコート、防寒着、通学靴は華美でなく、安全に使用できるものとする。ベスト・カーディガン・セーターについては、フードなしの型で無地のものとするが、ワンポイントは可とする（ワンポイントと考えにくいマークは不可）。色は、「白／黒／グレー／濃紺」とする。
- ⑤ タイツ・ストッキングは、黒またはベージュとする。
- ⑥ 上履きや体育館履きは所定のものを用いる。

### 3. 身だしなみ規定

- ① 登下校を含めて、以下の行為は禁止している。ただし、やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に学校へ相談をする。自己判断で行動することは避ける。
  - ・化粧をする
  - ・装飾品を付ける
  - ・頭髮の加工をする、奇抜な髪形をする
- ② スカートの下に、ジャージなどの防寒具を着用しない。
- ③ やむを得ない理由で異装する場合には、担任や生活指導部に申し出て許可を受ける。

### 4. 登校・下校

- ① 始業の予鈴時刻午前8時25分までに登校し、下校時刻午後5時には速やかに下校する。下校時刻を過ぎてからの活動は、担当の先生の指導がある場合に実施することができる。この場合の最終下校は午後7時30分とする。生徒だけで勝手な活動をしたり、学校に残ったりすることは許可しない。
- ② 登校や下校の際には、交通規則を守り、事故防止に心掛ける。
- ③ 自転車での登下校において、交通規則を守らない場合には、自転車登校を認めないこともある。
- ④ 徒歩と自転車以外（自動車・オートバイなど）による通学は禁止とする。通学時に限らず、制服での自動車やオートバイなどの乗車は禁止する。
- ⑤ 病気などで早退した場合には、必ず自宅に到着した旨の電話連絡をする。
- ⑥ 授業日や講習日において、部活動着での登下校は認めていない。休日は、部活動顧問の指導の下、部活動着で登下校することができる。

### 5. 休日・長期休業中の登校

- ① 休日登校する場合は、担当の先生の下承を得て、休日活動願を提出すること。活動は、担当の先生の監督下において行うこと。
- ② 長期休業中の平日の活動は、担当の先生の監督下において行うこと。部活動の場合は予定表に従う。
- ③ 下校の際には使用した校具・施設を点検し、異常の有無を確認して、使用場所の清掃・消灯・施錠の確認をした上で担当の先生に報告する。
- ④ 学校が指定した閉庁日、年末年始（12/29～1/3）、考査期間（考査1週間より）は原則として活動禁止とする。この間の特別な事情による活動については、担当の先生を通して副校長の許可を得ること。

## 6. 天候による各種警報等発令時の時程

《大雨・大雪・暴風・暴風雪警報》

### 午前6時00分～8時30分での判断

- ① 上記の警報のいずれも西東京市あるいは練馬区において午前6時～8時30分で発令されていない場合【平常授業】
- ② 上記の警報のいずれかが西東京市・練馬区において午前6時～8時30分で発令中の場合  
【午前8時30分まで自宅待機】

### 午前8時30分の時点での判断

- ① 上記の警報が西東京市あるいは練馬区において午前8時30分までの時点で解除された場合  
【午前10時30分登校】
- ② 上記の警報が西東京市・練馬区において午前8時30分の時点で発令中の場合  
【午前10時30分まで自宅待機】

### 午前10時30分の時点での判断

- ① 上記の警報が西東京市あるいは練馬区において午前10時30分までの時点で解除された場合  
【午後1時00分登校】
- ② 上記の警報が西東京市・練馬区において午前10時30分の時点で発令中の場合  
【臨時休校】

※ 気象条件（ゲリラ豪雨など）や交通機関の混乱等によって登校することが困難であったり、危険が予想されたりする場合は、上記の規定に限らず自宅待機とする。

※ 居住地に警報が発令されているなど、登校できない事情が明確な場合は、出欠等で不利に扱うことはしない。

《特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）》

上記の規定どおりとする。

※ 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に気象庁より発表され、国民に最大限の警戒を呼び掛けるものである。

## 7. 校内生活

校舎、校具は大切に使用する。破損し、又は紛失した時は、直ちに担任又は担当の先生を通して生活指導部及び経営企画室へ届け出る。

- ① ホームルーム、部活動で施設・校具を使用する時は、あらかじめ担当の先生に届け、許可を受ける。
- ② 校舎内外の美化に常に心掛ける。
- ③ 法律に触れる行為はもちろん、考査における不正行為等、禁止されている行為を行ってはならない。
- ④ 自習時間は所定の教室で静かに自習する。
- ⑤ 登校後は授業終了まで外出してはいけない。
- ⑥ 学校行事・委員会・部活動関係の掲示、印刷物等の刊行、配布は担当の先生の指導を受け、事前に生活指導部の許可を受けてから行う。掲示は所定の場所にて行う。
- ⑦ 校内で集会、募金、アンケート調査を行う時は事前に生活指導部に届け出て許可を受ける。

- ⑧ 学校構内での選挙運動、政治的活動、投票運動についてはこれを認めない。
- ⑨ 校内で負傷、身体の異常が起こった場合は、直ちに担当の先生及び養護の先生に連絡してから、保健室で手当を受ける。
- ⑩ 体育や部活動の時など身体から貴重品を離さねばならないときはロッカーに入れ鍵をかけること。また、ロッカーの使用規定を守ること。

## 8. 所持品

- ① 貴重品や不必要な金銭は学校に持って来ない。
- ② 貴重品を遺失・拾得した時、又は盗難にあった時は直ちに担任及び生活指導部の先生に届け出る。
- ③ スマートフォンやスマートウォッチ等の通信機器類は、原則として登校後は電源を切ってロッカーにしまう（昼休み以外）。
- ④ 一人一台端末については、授業等で活用するので毎日忘れずに充電をして、持参すること。

## 9. 校外生活

- ① 保谷高校の生徒としての自覚と誇りをもって行動する。
- ② アルバイトは原則禁止とする。
- ③ 不健全な娯楽場などへの出入を禁ずる。
- ④ 宿泊を伴う旅行は保護者の許可を受ける。
- ⑤ 部活動・生徒会活動等、校外でまとまって活動する場合は、担当の先生の引率を必要とする。社会道徳を守り、他人に対しては礼儀をもって接する。

## 10. 自転車通学許可規定

- ① 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願い」用紙に所定の事項を記入し提出する。
- ② 自転車通学の許可には、ヘルメット、レインコート・ハンガー（雨天時自転車を使用する生徒）が必要である。
- ③ 番号入りステッカーを自転車後部の泥よけに貼る。ステッカーのついていない自転車による登校は認めない。
- ④ 雨天時用のレインコート・ハンガーを必ず用意すること。（許可時に確認する）傘さし運転は法律に違反するので、絶対に行ってはならない。
- ⑤ スタンドなしの自転車は認めない。
- ⑥ 登録した自転車を、買い替えや紛失などによって別の自転車に取り替える場合、所定の手続きを速やかに行い再登録をする。（2回目以降の登録料金は不要）
- ⑦ 自転車は、学年指定の自転車置き場、及びその周りにひいてある線内に置く。非常階段下、昇降口の屋根の下及びその周辺には置いてはならない。
- ⑧ 道路交通法違反や通学マナー（「ながら運転（スマホ・傘さし・イヤホン等）」、「右側通行」、「一時不停止」、「並列走行」、「スピード超過」）などに問題のある生徒は、「自転車通学許可」を取り消すことがある。